別紙1

サービス名	基本部分・加算について	集団・個別	リハマネ加算の算定	単位	回数・時間	算定期間	備考
訪問リハビリテーション	基本サービス費	個別	―	1回につき20分以上のリハビリを行った場合 305単位／回		実施日	週6回まで算定可 リハビリテーションマネジメント加算が包括化
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	―	退院(所)日又は認定日から起算して 1月以内　340単位／日	1週に概ね2回以上 40分以上／回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
		個別	―	退院(所)日又は認定日から起算して 1月超3月以内　200単位／日	1週に概ね2回以上 20分以上／回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
通所リハビリテーション	リハビリテーション マネジメント加算	個別	―	月に8回以上通所リハビリを行った場合 230単位／月	―	月1回 算定	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可 サービス利用初月であって、個別リハビリテーション・短期集中リハビリテーション・認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合については、8回未満であっても算定可
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 1月以内　280単位／日	1週に概ね2回以上 40分以上／回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
		個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 1月超3月以内　140単位／日	1週に概ね2回以上 20分以上／回	実施日	通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
	個別リハビリテーション加算	個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 3月超　80単位／日	月13回限度	実施日	短時間(1～2時間)の通所リハビリテーション利用者は算定できない 通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可 「高次機能障害(失語症を含む)」「先天性又は進行性の神経・筋疾患(医科診療報酬点数表における難病疾患リハビリテーション料に規定する疾患)」については、1月に8回以下の通所であっても効果的なリハビリテーションの提供が可能と判断されれば算定可
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	個別	要	退院(所)日又は通所開始日から起算して 3月以内　240単位／日	1週2回限度 20分以上／回	実施日	過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション加算を算定していない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可 通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可
短期入所療養介護 (老健)	個別リハビリテーション加算	個別	―	240単位／日	20分以上／回	実施日	
短期入所療養介護 (病院※・診療所) (特定診療費) ※ 療養病床を有する病院に限る	理学療法(Ⅰ) 理学療法(Ⅱ) 作業療法 言語聴覚療法	個別	―	理学療法(Ⅰ):123単位/回 理学療法(Ⅱ):73単位/回 作業療法:123単位/回 言語聴覚療法:203単位/回	1回20分以上	実施日	理学療法・作業療法・言語聴覚療法それぞれ1日3回まで または、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の合計が1日4回まで
	集団コミュニケーション療法	集団	―	50単位/回	1回20分以上 1日3回まで	実施日	
	摂食機能療法	個別	―	208単位/日	1回20分以上 1月4回まで	実施日	
介護老人保健施設	基本サービス費	―	―	―	週2回20分以上	入所期間	週2回20分以上の機能訓練をおこなうこと(集団リハのみは不可) リハビリテーションマネジメント加算が包括化
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	―	入所日から起算して 3月以内　240単位／日	1週に概ね3日以上 20分以上／回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	個別	―	入所日から起算して 3月以内　240単位／日	1週3日限度 20分以上／回	実施日	過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション加算を算定していない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
介護療養施設 (特定診療費)	理学療法(Ⅰ) 理学療法(Ⅱ) 作業療法 言語聴覚療法	個別	―	理学療法(Ⅰ):123単位/回 理学療法(Ⅱ):73単位/回 作業療法:123単位/回 言語聴覚療法:203単位/回	1回20分以上	実施日	理学療法・作業療法・言語聴覚療法それぞれ1日3回まで または、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の合計が1日4回まで
	集団コミュニケーション療法	集団	―	50単位/回	1回20分以上 1日3回まで	実施日	
	摂食機能療法	個別	―	208単位/日	1回20分以上 1月4回まで	実施日	
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	―	入院日から起算して 3月以内　240単位／日	1週に概ね3回以上 20分以上／回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
	認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	個別	―	入院日から起算して 3月以内　240単位／日	1週3日限度 20分以上／回	実施日	過去3月間に当該リハビリを利用したことがない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可